

平成26年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

刑法

第1問

甲は、Aの殺害を決意したが、自ら手を下すことは無理だと思い、甲の知り合いの乙に殺害の実行をさせることを思いついた。乙は常習性の飲酒者として評判のよくない人物で、完全酩酊すると暴力的となる性癖があり、すでに今まで何度か犯罪行為を実行したこともあり、その中には道交法違反、暴行、殺人未遂の犯罪歴まであった。甲は、Aが毎日甲の家からは程近いところにある彼の住まいに午後6時少し前に帰ることを見て知っていたので、乙を酩酊させ、Aが帰宅した際に、乙にAの家の前でAをひき殺させようと計画した。

犯行当夜、甲は充分な本数のウイスキー等を用意して、乙を自宅に招いて接待した。車でやってきた乙は過去の経験から、もはや飲酒しないと決意したにもかかわらず、甲に勧められて飲酒するよう仕向けられた。しばらく飲酒して、午後6時が近づくころには、乙は相当程度飲酒し、その間甲は、Aがいかに甲に対し酷いことをしてきたか、いかに不愉快な人物かを乙に申し聞かせていたが、最終的にAを彼の家のところで待ち伏せして、ひき殺してほしいと依頼したところ、すでに病的酩酊の状態（責任無能力状態）となり、暴力的傾向を強めていた乙はこれに対し即座に同意したので、甲は乙に、家の位置と外観、およびAの背格好を正確に書いたメモを渡し、Aは、常に6時を少し過ぎてから帰宅すると説明した。乙は、早速車に乗り込み、かなり苦労しながらAの家の少し手前まで操縦していくつから、車の走行の速度を緩めたとき、男性が道路をこちらにやって来るのを見た。乙は、その男性がAの家に近づいてきた人物であり、背格好も甲のメモと類似していたことから、Aであると思い、アクセルを踏み込んで、一気にひき殺した。しかし、殺害されたのは実は近所に住むBであった。甲および乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。

第2問

甲は友人乙と昼食をとるため、一緒に飲食店に入ったが、甲は全く金銭を持ち合わせず、脅してでも乙に払わせればよいと企んでおり、もし拒否されれば踏み倒そうと考えていたので、席に着くと、注文を乙に任せ、すぐにトイレに向かった。乙は、代金は払うつもりで、飲食店店員Aに対し、甲の分を含めて、定食を二人前注文したが、その後財布を自宅に忘れてきたことに気がついた。そこで席に戻ってきた甲に事情を話し、相談したところ、代金を踏み倒して一緒に逃げようということになり、注文した定食を食べた後、閉店間近まで居続けた上で、まず、甲が、店員Aに対し、「外でたばこを吸ってくる」と告げたのに対し、一緒に来た乙がまだ席にいるので甲が逃げることはないと思ったAはこれに軽く頷いたので、甲は店外に出て、そのまま逃走した。しばらくして乙はトイレに向かったが、それを見ていたAは何も言わなかつた。その後乙はトイレの窓から外に出て逃走した。甲および乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。

（以上2問とも必答）